

施策が講じられ、扶助料の最低保障額等の大幅な引上げによるもので、これら優遇措置により扶助料の実質支給率は、恩給の六〇パーセントに達したことになる。

(2) 昭和五十五年度の改善内容

恩給法等の一部が改正され、昭和五十五年五月六日、法律第三十九号をもって公布されたが、その主な改正点は次のとおりである。

1 恩給年額の増額

昭和五十五年度においても、これまでと同様、昨年度の国家公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額を平均三・四パーセント引上げることとし、本年四月から改定措置が講じられた。

2 最低保障額の引上げ

六十五歳以上の長期在職者に給する最低保障額を、本年四月から六十七万一千六百円に、六月から七十万円に引き上げられ、これに準じて扶助料等の最低保障額の改善措置も講じられた。

3 寡婦加算の増額

本年も、昨年に引き続き、普通扶助料の給付水準の引上げを図るため、厚生年金における寡婦加算の大額引上げに準じ、本年八月から引上げ措置が講じられた。

三 退職年金等

共済組合の長期給付には、退職年金

(1) 昭和五十四年度執行状況

長期給付に於ける財源は、組合員の掛金と県の負担金等からなるが、昭和五十四年度支部における収入総額は、百三十九万六千円で、昭和五十三年度に比べ、一〇・七パーセント増となつた。

支部では、この収入のうちから、退職一時金千二百二十八万四千円を支払ひ、及び支部積立金を控除し、本部へ送金した。

昭和五十四年度に、本部において支給した本県関係の年金給付は、表11のとおり、百三億四千一万四千円で、昭和五十三年度に比べ、十五・六パーセント支出増となつた。

年金給付は年々増額傾向を示しており

昭和四十九年度に一人当たり平均九十五万六千八百円であった退職年金が、五年後の昭和五十四年度には、一・八九倍の百八十万四千円になつた。

この増加の主な原因は、公務員給与のベース・アップに準じて、毎年実施されている年金額の増額改定措置によるところが大きい。

(2) 共済年金制度等の改正

(1) 退職年金等の支給開始年齢の引上げ

地方公務員の共済組合制度発足以来、共済年金制度を取りまく社会経済情勢等の変化を考慮した場合、共済年金の支給開始年齢について再検討すべき時

期にあるのではないかとの認識のもと、各方面で種々検討がなされてきた。

昭和五十四年の法改正は、これをふまえたものであり、昭和三十七年の現行共済制度発足以来五十五歳となつた退職年金及び夫父母又は祖父母に対する遺族年金の支給開始年齢を五十五歳から六十歳に引上げられた。

また、減額退職年金の支給開始年齢を、昭和五十五年一月一日以後、退職年金の支給開始年齢六十歳の五歳前からに限定するとともに、減額退職年金に係る減額率についても保険理数を基礎として政会で定める減額率とすることがされた。この政令は、さる六月三十日公布され、次表に掲げる率が減額率とされたが、従前の減額率に比べ大幅な引上げとなつた。

なお、退職年金等の支給開始年齢の引上げに当たっては、制度の急激な変更を避けるため、段階的に引上げる過渡措置が講じられた。

年 数	減 額 率
一 年	○・○八五
二 年	○・一六〇
三 年	○・一三〇
四 年	○・二九〇
五 年	○・三五〇

(2) 年齢による経過措置（自己都

① 退職年金及び減額退職年金の支給開始年齢

得ることなく、六十歳未満で死亡した場合には、その者の遺族に特例死亡